

# 建築士と職人・行政及び広域の組織間連携による歴史的建造物の 維持保全・活用・修復・復旧等のための体制整備に関する調査・研究

公益社団法人 静岡県建築士会

## 1 調査・研究の背景

平成 23 年の東日本大震災においては、多くの歴史的建造物が被災し、その建築的文化的価値があるにもかかわらず解体されたものが数多くあった。地域にある歴史的建造物は、その地域の歴史、文化、産業、生活と深く関わる貴重な地域遺産である。これらの歴史的建造物について、災害時にいかに対処していくか、その体制を平常時から整えておくが求められる。

静岡県建築士会では、平成 20 年度から地域の歴史的建造物を技術的に判定できる専門家「地域文化財専門家」（ヘリテージマネジャーHM）の養成を進めている。また、静岡県建築士会は平成 25 年 7 月に静岡県ヘリテージセンターSHEC を組織し、平常時及び非常時における歴史的建造物の維持保全、活用、修復・復旧等の活動ネットワークを展開しようとしている。

## 2 調査・研究の目的と方法

### 1) 地域にとって重要な歴史的建造物及び群（町並み）のデータベースDB化の検討

既往の調査・研究によって、静岡県における歴史的建造物は 1,343 存在する（H27 年 3 月現在）。これらを国県市町指定文化財から、指定・登録には至らないが建築的文化的に価値ある建造物として A～I の段階に整理し、リスト化している。これらを、平常時及び非常時にも DB として即時にアクセスできるものにしていくため、日本建築学会の歴史的建築総目録データベースとの共有化を図ることを検討する。日本建築士会連合会と建築学会が協定を結ぶことによって、都道府県建築士会が DB を共有化できることを進めていく。

### 2) 三つ組織間連携（職人・行政・広域の建築士会）による歴史的建造物の維持保全・活用等の体制整備のあり方検討

#### ①職人との連携

歴史的建造物に関して、職人の力は欠くことができない大きなものである。大工・左官・瓦職人の職能団体と建築士会が、平常時及び非常時における対応について共通認識をもち、行動について共有化することが重要である。職能団体との協定によって推し進めるべく、協定書締結を検討する。

#### ②行政との連携

(1)のDBができれば、行政との共有化を図っていくことが重要となる。とくに非常時においては、行政が主導する被災建築物応急危険度判定の後、被災した歴史的建造物の調査をどのように進めるか、平常時にその行動規範について行政との共有化を図っていく。

#### ③広域連携

近年予想される東海・東南海大地震においては、広域的な被害が想定され、静岡県の中だけで被災に対応することは不可能になることも考えられる。建築士自身が被災者になり身動きできなくなることも想定しなければならない。また、静岡県以外の地域での被害が大きかった場合、SHEC が他県地域を支援することも求められる。

したがって、このような災害時の対応について、地域間連携、すなわち近隣の建築士会との組織間連携を整えておく必要がある。東海北陸ブロック（静岡・愛知・岐阜・三重、及び福井・石川・富山の 7 県）の広域連携を図るため、平常時及び非常時における歴史的建造物の保全・活用の課題を共有し、災害時に対応できる体制を検討する。

### 3 調査・研究の内容

1) 日本建築士会連合会と日本建築学会は、歴史的建築総目録 DB の共有・運用について平成 27 年 8 月 6 日、協定を締結した。静岡県において歴史的建造物が群として存在している地区を調査した。合計 33 箇所が存在が明らかになり、調査シートにまとめた。これらの群（町並み）についても、DB への入力をしていきたいと考えている。

2) 静岡県建築士会は、静岡県木造建築工業組合、静岡県左官業組合、静岡県瓦屋根工事業連合会の大工、左官、瓦職人の 3 職人組合と、平成 27 年 9 月 17 日、「歴史的建造物の維持・保全・活用に関する協定書」を締結した。大工、左官、瓦職人の団体と建築士会が強い連携と協力関係を構築し、平常時における対応、地震等の非常時における対応について、協力関係を共有化していくこととしている。

3) 地震発生時の歴史的建造物の被災に対して、被災建築物の応急危険度判定がなされたあと、被災状況調査を実施することとしている。応急危険度判定において、危険度 C（赤紙）が貼付された歴史的建造物には、赤紙の横に「SHEC 連絡票」を貼付することを行政の了解を得ている。応急危険度判定のあと、歴史的建造物が危険度 C（赤紙）と判定され、応急措置もなされないまま解体されることのないように努めなければならない。そのために SHEC は平常時から、市町及び所有者と顔見知りのいい関係を築いておくことが望まれる。

4) 地震等災害時の対応について、建築士会・東海北陸ブロックにおいて連携を図るべく、どのような取り組み対応ができるかなど、検討を重ねた。次のような内容を協定に盛り込むことが考えられる。

#### ◆平常時における広域連携

ブロック会は、歴史的建造物の保全・活用を推進するため、次の活動について協力・連携を図るものとする。

- ・各県建築士会におけるヘリテージマネジャー（以下、HM という。）の養成のための講習に関し、他県で受講し他県での単位取得を自県での講習単位として認めることができるものとする。
- ・各県建築士会の歴史的建造物のリストについて、相互に閲覧できるものとする。
- ・歴史的建造物の保全・活用に関する情報を受発信し、HM の資質向上が図れる体制づくりを行うものとする。
- ・非常時における対応を共有するため、平常時から情報共有できるようにしておくものとする。

#### ◆非常時における広域連携

ブロック会は、地震等の災害が発生した非常時において、被災歴史的建造物の調査等に関し、次のような協力・連携を図るものとする。

- ・被災県単独では十分に歴史的建造物の被災状況調査等ができない場合、ブロック会は県間の応援活動を遂行するものとする。
- ・前号の応援活動は、被災県建築士会からの要請に基づき実施するものであり、ブロック会は、あらかじめ協力の体制について整えておくものとする。
- ・被災を受けた建築士会は、ブロック会幹事県に対して被災状況等を連絡し、ブロック会幹事県は協力体制に基づき応援する建築士会に連絡するものとする。
- ・応援の内容は、HM の派遣、被災調査シートによる被災歴史的建造物の被災状況調査とする。
- ・応援に要する経費については、原則として、応援する建築士会が負担する。

### 4 今後の課題と展開

歴史的にも文化的にも価値がある建造物を保全し活用するには、さまざまな課題があり、解決しなければならない壁がある。法律や税制や住民の意識など、多くの難問があることは確かである。しかし、歴史的建造物は、その場所にしか存在しない貴重なものであり、そのまちの歴史や文化や産業を物語る貴重な宝物である。その保全や活用を図っていくこととする。

災害時において近県からの支援を求めることについて、平常時に協力体制を取り結ぶこととする。今回検討した災害時の対応について事前に対応行動について共有し支援体制を協定することは、重要である。東海北陸ブロックとして協定書の締結に向けて、引き続き取り組んでいくこととする。